

渡辺病院短時間デイケアセンター 運営規程

第1条（事業の目的）

この規程は、渡辺病院短時間デイケアセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態、要支援状態にある利用者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション等を提供することを目的とする。

第2条（事業の運営の方針）

- (1) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。
- (2) 指定通所介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- (3) 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：渡辺病院短時間デイケアセンター
- (2) 所在地：岐阜県岐阜市加納城南通1丁目23番地（渡辺病院リハビリテーション室内）
- (3) 事業単位：2単位
- (4) 定員：1単位目：8名 2単位目：8名 計16名

第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤兼務、医師と兼務）
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 従業者
 - ・医師 1人（常勤兼務）
医師は、事業にかかわる従業者等の管理、指導を行うとともに、利用者に対しての医学的管理及び評価を行う。
 - ・理学療法士・作業療法士 2人以上（常勤兼務）
理学療法士・作業療法士は、リハビリテーション計画の作成を行うとともに、理学療法・作業療法その必要なりハビリテーションを行う。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の休日及び12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前9時30分から午後15時30分までとする。
- (3) サービス提供時間：1単位目：午前10時00分～11時30分
2単位目：午後13時30分から午後15時00分までとする。

第6条（サービス提供の留意事項）

指定通所リハビリテーション及び指定介護予防リハビリテーションの留意事項は次のとおりとする。

- (1) 事業の提供にあたっては、次条第1項の規定するリハビリテーションの計画に基づき、利用者の心身の機能回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行う。
- (2) 事業の従業者は、事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 事業の提供にあたっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。
- (4) 利用者は、事業所の従業者等の指導及び指示に基づき、施設の設備、器械器具等を利用するものとし、他の利用者に対して迷惑となるような行為は慎むものとする。なお、利用中に体調の不良、不具合等があった場合は、すぐに最寄りの従業者等にその旨を告げ、適切な処置を受けるものとする。

第7条（虐待防止に関する事項）

- (1) 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

・虐待の未然防止 ・虐待等の早期発見 ・虐待等への迅速かつ適切な対応

- (2) 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。

①虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事が出来るものとする）

- る)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ②虐待防止のための指針を定める。
- ③従業者に対し虐待を防止するための年1回以上の定期的な研修を実施する。
- ④担当者を設置し、上記①～③に掲げる措置を適切に実施する。

第8条 (リハビリテーション計画の作成)

- (1) 医師及び理学療法士その他専ら事業の提供にあたる従業者(以下、「医師等の従業者」という。)は診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したリハビリテーション計画を作成するものとする。
- (2) 医師等の従業者は、上記のリハビリテーション計画を作成したときは、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。
- (3) リハビリテーション計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成するものとする。
- (4) 事業の従業者等は、それぞれの利用者について、リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を説明し記録する。

第9条 (指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用料その他の費用の額)

- (1) 事業の利用料は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額を徴収する。
- (2) その他の費用として、次に掲げる費用の額を徴収する。
 - ① 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う送迎に要する費用
実施地域から超えた地点から、片道3キロ未満 300円
実施地域から超えた地点から、片道3キロ以上 500円
 - ② 日常生活に要する費用 実費

※おむつ代に関しては原則持参で、施設のものを利用された場合には差し替えて現物を頂くことがある。

- (3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

第10条 (通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、加納西・加納東・華陽・厚見・白山・梅林・茜部・三里・岐南町(一部)
※詳しくは要相談にてお答えします。

第11条 (サービスの利用にあたっての留意事項)

利用にあたっては、体調不良等によって通所リハビリテーションまたは介護予防通所リハビリテーションに適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

第12条 (緊急時等における対応方法)

事業の提供にあたる者は、サービス提供時に、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡を行う等の措置を講じる。

第13条 (非常災害対策)

- (1) 非常災害に備えるため、消防計画、風水害、地震等に対処するための計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- (2) 前項に規定する訓練の実施にあたり、地域住民や消防関係者の参加が得られるよう連携に努める。

第14条 (苦情処理)

事業所は、利用者からの苦情や相談等に対する窓口を設置し、サービスに関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応します。

第15条 (個人情報の保護)

- (1) 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- (2) 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所でのサービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については事前に利用者又はその家族の同意を得るものとする。

第16条 (業務継続計画の策定等)

- (1) 全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のための研修の機会を次のように設けるものとする。
 - ① 採用時研修 採用後3か月以内
 - ② 継続研修 年1回

- (2) 事業所は従業員に対し、定期的な健康診断等を実施するとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努め、事業所において感染者が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。
- (3) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (4) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- (5) 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた者により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- (6) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団志朋会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和2年10月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年6月1日から施行する。